

| | |
|---------------|--------------|
| <h1>静岡市報</h1> | No. 4 |
| | 静岡市葵区追手町5番1号 |
| | 発行所 静岡市役所 |
| | 編集兼発行人 静岡市長 |
| | 発行日 毎月1日・随時 |

目 次

条 例

- 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 18
- 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 22
- 静岡市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 23
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 33
- 静岡市印鑑条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 35
- 静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の一部を改正する条例・・ 36
- 静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 37
- 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 39
- 静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 40
- 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 41
- 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 42
- 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例・・ 46
- 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 51
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例・・ 52
- 静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 53
- 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 54
- 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例・・ 55
- 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 56
- 蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例を廃止する条例・・・・・・・・ 57

規 則

- 静岡市三保松原文化創造センター条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
- 静岡市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・63
- 静岡市こころの健康センター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・65
- 静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・67
- 静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

人事委員会規則

- 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則・・・・83

消防本部訓令

- 静岡市消防局警防規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

告 示

- 静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正
・・88
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第
8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・89
- 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づ
き市長が定める額を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93

上下水道局告示

- 静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機
関の指定に関する告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
- 静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機
関の指定に関する告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な項目を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第4号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第5号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することから、同条例の適用対象との調整を図るため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第6号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の旅費を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第7号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の退職手当を定めるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市税条例等の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第8号）

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る非課税措置の対象の追加等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第9号）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防関係手数料について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市印鑑条例等の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第10号）

専用端末機の廃止に伴い、専用端末機による印鑑登録証明書の申請、交付等について、所要の改正をすることとした。

ととした。

-
- ◇ 静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第11号）

自転車利用者及び幼児、児童又は生徒の保護者における自転車損害保険等への加入を義務化するため、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第12号）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金における措置期間経過後の貸付利率を改めるなど、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第13号）

民生委員の一斉改選に伴い、静岡市民生委員の定数を変更するため、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第14号）

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、子育てのための施設等利用給付に関する罰則を追加するとともに、引用条項の整理を行うため、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第15号）

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業所を置く放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例等の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第16号）

井川線において、運賃を改めるため、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第17号）

恩田原・片山地区計画の都市計画の決定に伴い、当該地区における建築物の制限を規定するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第18号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することから、同条例の適用対象との調整を図るため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第19号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することから、同条例の適用対象との調整を図るため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第20号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の退職手当を定めるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第21号）

工業標準化法及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、避雷設備の位置及び構造の規格を改めるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第22号）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定めるなど、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第23号）

水道法の一部改正に伴い、給水装置工事事業者の指定手数料を改めるとともに、指定更新の手数料を定めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例を廃止する条例（令和元年静岡市条例第24号）

蒲原漁港区域の指定を取り消したことに伴い、本条例を廃止することとした。

条 例

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第3号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員

第1節 給料（第4条—第8条）

第2節 手当（第9条・第10条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第1節 報酬（第11条—第17条）

第2節 期末手当（第18条）

第3節 費用弁償（第19条）

第4章 雑則（第20条—第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員及び技能労務職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フ

ルタイム会計年度任用職員」という。)にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあつては報酬及び期末手当をいう。

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員の受ける給料及び報酬は、その職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に基づいたものであつて、かつ、静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者、静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)の適用を受ける者及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号)の適用を受ける者(以下「常勤職員」という。)並びに会計年度任用職員相互の間の権衡を考慮したものでなければならない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員

第1節 給料

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、別表第1に定めるところによる。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務はその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものはそれぞれの職務の級に分類されるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務の級及びその号給は、人事委員会規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給与条例第8条から第11条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額)

第7条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環

境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないとき、その特殊性に基づき、常勤職員の例により給料の調整額を支給することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第8条 給与条例第38条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第24条本文の規定に基づき」とあるのは、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条の規定により第24条本文の規定の例により」と読み替えるものとする。

第2節 手当

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当等)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期が6月以上の者に限る。）に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。次項において「職員」という。）として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期と前会計年度の任期（任期の定めのない職員にあっては、その勤続期間）を通算した期間を前項の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者が職員として勤務した期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

- (4) 2箇月以上3箇月未満 100分の30
- (5) 1箇月以上2箇月未満 100分の20
- (6) 15日以上1箇月未満 100分の10
- (7) 15日未満 100分の5

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の在職期間の算定、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤職員の例による。

第3章 パートタイム会計年度任用職員

第1節 報酬

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、初任給調整に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額として定める。ただし、任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者である場合その他勤務の態様により任命権者が必要があると認める場合は、日額又は時間額として定めることができる。

2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に照らして第4条及び第5条の規定を適用して得た額に、第9条に規定する地域手当の額を加算した額をいう。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬)

第13条 給与条例第13条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬について準用する。この場合において、同条第1項中「医療職給料表(1)」とあるのは「静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の医療職給料表(1)」と、同条中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬については、常勤職員の相当する手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第15条 前条の規定により給与条例第24条の例により算出するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第12条第1項本文の規定により基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第12条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数で除して得た額
- (2) 第12条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第12条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 第12条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員 第12条第4項の規定による基本報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第16条 給与条例第8条から第11条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第8条第2項中「21日」とあるのは、「21日(基本報酬(静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条第1項ただし書の規定により基本報酬の額を日額及び時間額で定める者に限る。)、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬にあつては、その月分を翌月21日)」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第17条 給与条例第38条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第24条本文」とあるのは、「静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第15条」と読み替えるものとする。

第2節 期末手当

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第18条 第10条の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。

第3節 費用弁償

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の適用を受ける者の例により支給する。

2 次に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その費用弁償として、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して市規則で定める額を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者以外のパートタイム会計年度任用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及びその利用する交通機関等又はその使用する自動車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用し、又は使用しているものであるものを除く。）

第4章 雑則

(会計年度任用職員の給与の特例)

第20条 任命権者は、職務の特殊性、任用の事情等を考慮して第2条から前条までの規定による給与により難しい場合においては、常勤職員との権衡を考慮して会計年度任用職員の給与を別に定めることができる。

(休職者の給与)

第21条 法第28条第2項及び静岡市職員の分限に関する条例（平成15年静岡市条例第28号）第2条の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(口座振替による支払)

第22条 給与は、会計年度任用職員（退職した者を含む。）から申出があった場合は、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第23条 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものは、会計年度任用職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助会の会費
- (2) 職員の互助会がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費
- (3) 法第53条の規定により登録を受けた団体（以下「登録を受けた団体」という。）がその運営のため職員から徴収する経費
- (4) 登録を受けた団体がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費
- (5) 団体扱いに係る生命保険料及び損害保険料
- (6) 静岡県市町村職員共済組合貯金の積立金

(静岡市人事委員会との協議)

第24条 市長は、この条例の規定に基づく市規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ静岡市人事委員会と協議しなければならない。この条例の規定により市長又は任命権者が定めることとされている事項のうち静岡市人事委員会が指定するものについて定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様とする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)

- 2 令和2年度から令和5年度までのパートタイム会計年度任用職員の期末手当についての第

18条において準用する第10条の規定の適用については、同条第3項中「100分の130」とあるのは、次の表の左欄に掲げる年度に応じ、同表の右欄のとおりとする。

| | |
|-------|------------|
| 令和2年度 | 100分の120 |
| 令和3年度 | 100分の122.5 |
| 令和4年度 | 100分の125 |
| 令和5年度 | 100分の127.5 |

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において会計年度任用職員に相当する本市の法第3条第3項第3号に規定する特別職の職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者を除く。）として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者については、当該特別職の職員であった期間を第10条第1項（第18条において準用する場合を含む。）の任期及び第10条第3項（第18条において準用する場合を含む。）の勤務の期間とみなし、第10条（第18条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

(単純な労務に雇用される者に対する準用)

- 4 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する職員で会計年度任用職員であるものの給与に関しては、これらの職員に関する法律の規定に基づき別段の定めがなされるまでの間、この条例の規定を準用する。

別表第1（第4条関係）

| 給料表 の種類 | 行政職給料表 | | 医療職 給料表 (1) | 医療職 給料表 (2) | 医療職 給料表 (3) | 保育教諭 給料表 | 高等学校 等教育職 給料表 | 小学校中 学校教育 職給料表 |
|------------|---------|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|---------------------|----------------------|
| | 1級 | 2級 | 1級 | 1級 | 1級 | 1級 | 1級 | 1級 |
| 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1 | 135,600 | 194,300 | 299,300 | 156,200 | 187,300 | 148,400 | 148,600 | 157,900 |
| 2 | 136,700 | 196,400 | 303,300 | 157,800 | 189,600 | 149,600 | 150,100 | 159,400 |
| 3 | 137,800 | 198,500 | 307,300 | 159,400 | 191,900 | 150,800 | 151,600 | 160,900 |
| 4 | 138,900 | 200,600 | 311,300 | 161,000 | 194,200 | 152,000 | 153,100 | 162,400 |
| 5 | 139,900 | 202,700 | 314,600 | 162,600 | 196,100 | 153,200 | 154,400 | 164,100 |
| 6 | 141,000 | 204,800 | 318,600 | 164,200 | 197,500 | 154,400 | 156,200 | 166,000 |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 7 | 142,100 | 206,900 | 322,600 | 165,800 | 198,900 | 155,600 | 158,000 | 167,800 |
| 8 | 143,200 | 209,000 | 326,600 | 167,400 | 200,300 | 156,800 | 159,800 | 169,600 |
| 9 | 144,300 | 211,000 | 329,800 | 169,000 | 201,600 | 157,900 | 161,500 | 171,400 |
| 10 | 145,600 | 213,200 | 333,800 | 170,600 | 203,100 | 159,200 | 163,400 | 173,500 |
| 11 | 146,900 | 215,400 | 337,800 | 172,200 | 204,600 | 160,400 | 165,300 | 175,500 |
| 12 | 148,200 | 217,600 | 341,800 | 173,800 | 206,100 | 161,600 | 167,200 | 177,500 |
| 13 | 149,400 | 219,600 | 345,200 | 175,400 | 207,200 | 162,600 | 169,000 | 179,500 |
| 14 | 150,800 | 221,800 | 349,200 | 177,000 | 207,700 | 164,300 | 171,200 | 181,700 |
| 15 | 152,200 | 224,000 | 353,200 | 178,600 | 208,300 | 166,000 | 173,400 | 183,900 |
| 16 | 153,600 | 226,200 | 357,200 | 180,200 | 209,000 | 167,700 | 175,600 | 186,100 |
| 17 | 155,000 | 228,300 | 360,500 | 181,800 | 209,700 | 169,400 | 177,700 | 188,400 |
| 18 | 156,400 | 230,500 | 364,400 | 183,000 | 210,900 | 171,100 | 180,200 | 191,000 |
| 19 | 157,800 | 232,700 | 368,300 | 184,600 | 212,100 | 172,800 | 182,700 | 193,500 |
| 20 | 159,200 | 234,900 | 372,200 | 186,200 | 213,300 | 174,500 | 184,900 | 196,000 |
| 21 | 160,600 | 237,000 | 375,300 | 187,800 | 214,600 | 176,200 | 186,900 | 198,500 |
| 22 | 163,200 | 239,200 | 379,200 | 188,900 | 216,100 | 177,900 | 188,300 | 200,200 |
| 23 | 165,800 | 241,400 | 383,100 | 190,500 | 217,600 | 179,600 | 189,700 | 201,900 |
| 24 | 168,400 | 243,600 | 387,000 | 192,100 | 219,100 | 180,900 | 190,900 | 203,600 |
| 25 | 171,000 | 245,700 | 390,500 | 193,700 | 220,300 | 182,200 | 191,900 | 205,100 |
| 26 | 172,600 | 247,900 | 393,400 | 195,000 | 222,100 | 183,500 | 193,100 | 206,500 |
| 27 | 174,200 | 250,100 | 396,300 | 196,800 | 223,900 | 184,900 | 194,400 | 208,100 |
| 28 | 175,800 | 252,300 | 399,200 | 198,600 | 225,700 | 186,300 | 195,800 | 209,600 |
| 29 | 177,400 | 254,300 | 401,800 | 200,400 | 227,300 | 187,700 | 197,300 | 211,300 |
| 30 | 178,800 | 256,500 | 404,400 | 201,900 | 228,900 | 189,200 | 199,000 | 213,000 |
| 31 | 180,200 | 258,700 | 407,000 | 203,200 | 230,500 | 190,700 | 200,700 | 214,700 |
| 32 | 181,600 | 260,900 | 409,600 | 204,500 | 232,100 | 192,200 | 202,400 | 216,400 |
| 33 | 182,900 | 262,900 | 411,900 | 205,800 | 233,500 | 193,700 | 203,900 | 217,800 |
| 34 | 184,200 | 265,000 | 414,500 | 207,100 | 235,100 | 195,400 | 205,400 | 219,500 |
| 35 | 185,500 | 267,100 | 417,100 | 208,800 | 236,700 | 197,100 | 206,900 | 221,200 |
| 36 | 186,800 | 269,200 | 419,700 | 210,500 | 238,300 | 198,800 | 208,400 | 222,900 |
| 37 | 187,900 | 271,100 | 422,100 | 212,200 | 239,600 | 200,400 | 209,700 | 224,300 |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 38 | 189,500 | 273,200 | 424,500 | 213,600 | 241,300 | 202,100 | 211,500 | 226,000 |
| 39 | 191,100 | 275,300 | 426,900 | 215,200 | 243,000 | 203,800 | 213,300 | 227,700 |
| 40 | 192,700 | 277,400 | 429,300 | 216,800 | 244,700 | 205,400 | 215,100 | 229,400 |
| 41 | 194,300 | 279,400 | 431,400 | 218,400 | 246,000 | 207,000 | 216,800 | 231,000 |
| 42 | 196,400 | 281,500 | 433,500 | 219,900 | 247,700 | 208,700 | 218,800 | 232,700 |
| 43 | 198,500 | 283,600 | 435,600 | 221,900 | 249,400 | 210,400 | 220,800 | 234,300 |
| 44 | 200,600 | 285,700 | 437,700 | 223,900 | 251,100 | 212,000 | 222,800 | 235,900 |
| 45 | 202,300 | 287,500 | 439,600 | 225,900 | 252,600 | 213,600 | 224,600 | 237,600 |
| 46 | 204,300 | 289,600 | 442,500 | 227,400 | 254,300 | 215,300 | 226,400 | 239,100 |
| 47 | 206,300 | 291,700 | 445,400 | 229,400 | 256,000 | 217,000 | 228,200 | 240,400 |
| 48 | 208,300 | 293,800 | 448,300 | 231,400 | 257,700 | 218,600 | 230,000 | 241,800 |
| 49 | 210,300 | 295,400 | 450,900 | 233,400 | 258,900 | 220,200 | 231,700 | 243,000 |
| 50 | 212,400 | 297,500 | 453,500 | 235,100 | 260,500 | 221,900 | 233,600 | 244,400 |
| 51 | 214,500 | 299,600 | 456,100 | 237,200 | 262,100 | 223,500 | 235,500 | 245,900 |
| 52 | 216,600 | 301,700 | 458,700 | 239,300 | 263,700 | 225,100 | 237,400 | 247,100 |
| 53 | 218,400 | 303,200 | 461,300 | 241,400 | 265,000 | 226,700 | 239,100 | 248,200 |
| 54 | 220,400 | 305,300 | 463,900 | 243,300 | 266,800 | 228,400 | 240,900 | 249,600 |
| 55 | 222,400 | 307,400 | 466,500 | 245,500 | 268,600 | 230,000 | 242,700 | 250,800 |
| 56 | 224,400 | 309,500 | 469,100 | 247,700 | 270,400 | 231,600 | 244,500 | 252,000 |
| 57 | 226,300 | 311,200 | 471,700 | 249,900 | 271,400 | 233,200 | 246,300 | 253,200 |
| 58 | 228,400 | 313,300 | 474,300 | 251,500 | 273,300 | 234,900 | 248,100 | 254,400 |
| 59 | 230,500 | 315,400 | 476,900 | 253,800 | 275,200 | 236,500 | 249,900 | 255,500 |
| 60 | 232,600 | 317,500 | 479,500 | 256,100 | 277,100 | 238,100 | 251,700 | 256,700 |
| 61 | 234,600 | 319,000 | 481,800 | 258,300 | 278,300 | 239,700 | 253,400 | 258,100 |
| 62 | 236,600 | 321,100 | 484,200 | 260,300 | 280,000 | 241,300 | 255,200 | 259,100 |
| 63 | 238,600 | 323,200 | 486,600 | 262,600 | 281,700 | 242,900 | 257,000 | 260,300 |
| 64 | 240,600 | 325,300 | 489,000 | 264,800 | 283,400 | 244,500 | 258,800 | 261,200 |
| 65 | 242,400 | 327,000 | 491,100 | 267,000 | 284,700 | 246,100 | 260,200 | 262,200 |
| 66 | 243,900 | 329,100 | 493,500 | 269,000 | 286,400 | 247,700 | 262,100 | 263,600 |
| 67 | 245,400 | 331,200 | 495,900 | 271,200 | 288,100 | 249,300 | 264,000 | 265,000 |
| 68 | 246,900 | 333,200 | 498,300 | 273,300 | 289,800 | 250,800 | 265,900 | 266,400 |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 69 | 248,400 | 335,200 | 500,500 | 275,400 | 291,200 | 252,300 | 267,400 | 268,000 |
| 70 | 249,400 | 337,100 | 502,600 | 277,400 | 292,800 | 253,800 | 268,800 | 269,500 |

備考

- 1 行政職給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。
- 2 医療職給料表（1）は、病院、保健所等に勤務する会計年度任用職員の医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 3 医療職給料表（2）は、病院、保健所等に勤務する会計年度任用職員の薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 4 医療職給料表（3）は、病院、保健所等に勤務する会計年度任用職員の保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 5 保育教諭給料表は、こども園、待機児童園等に勤務する会計年度任用職員の保育教諭で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 6 高等学校等教育職給料表は、高等学校に勤務する会計年度任用職員の講師に適用する。
- 7 小学校中学校教育職給料表は、小学校及び中学校に勤務する会計年度任用職員の講師に適用する。

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

| 給料表の種類 | 職務の級 | 基準となる職務 |
|--------|------|----------------------|
| 行政職給料表 | 1級 | 定型的又は補助的な業務を行う職務 |
| | 2級 | 高度の知識及び経験を要する業務を行う職務 |

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第4号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。）」を「含む。」に改める。

第19条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「、人事委員会の承認を得て任命権者が」を「市規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第5号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成29年静岡市条例第12号)の適用を受ける者」の次に「、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年静岡市条例第3号)の適用を受ける者」を加える。

第5条第2項中「及び第35条」を削る。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

附則第33項中「(昭和27年法律第289号)」を削り、「規定する職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

別表第1備考ただし書中「及び第35条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「、第21条第2項及び第35条」を「及び第21条第2項」に、「給与条例第21条第2項及び第35条」を「給与条例第21条第2項」に改める。

(静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 静岡市職員の育児休業等に関する条例(平成15年静岡市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項の表中

「

| | | |
|------|------------|------------|
| | 再任用職員 | 任期付短時間勤務職員 |
| 第35条 | 再任用短時間勤務職員 | 任期付短時間勤務職員 |

を

」

「

| | | |
|--|-------|------------|
| | 再任用職員 | 任期付短時間勤務職員 |
|--|-------|------------|

に

」

改める。

静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第6号

静岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「受ける者」の次に「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

第3条第4項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第7号

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「給与条例第35条に規定する非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

第18条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改め、同条第1項中「給与条例第35条に規定する臨時又は非常勤職員」を「会計年度任用職員並びに地方公務員法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項の規定により臨時的に任用された職員」に、「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改める。

第24条中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市職員退職手当支給条例第18条及び第24条の規定は、この条例の施行の日以後の勤務した期間に係る在職期間について適用し、同日前の勤務した期間に係る在職期間については、なお従前の例による。

静岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第8号

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第26条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第12条第1項第1号に掲げる者が、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち府令で定めるものについては、府令で定める記載によることができる。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「で市内に住所を有するもの」を削り、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「最初に同項に規定する」を「最初に」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第27条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第28条第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

第151条第2項第1号中「第98条」を「第99条」に改め、同項第5号中「第701条の34第3項第19号」を「第701条の34第3項第18号」に改め、同項第11号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

附則第14条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第16条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第17条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第20条中第12項を第13項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第22条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第23条の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第24条の前の見出し、同条並びに附則第25条及び第27条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第28条第3項中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「本条」を「この条」に改める。

附則第28条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第30条の2中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第33条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第36条の前の見出し、同条並びに附則第37条、第38条（見出しを含む。）、第39条第2項及び第3項並びに第43条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第55条第4項中「平成34年度」を「令和4年度」に改め、同条第7項第4号中「令附則第56条第14項第1号」を「法附則第56条第14項」に改める。

附則第57条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

附則第30条の2に次の3項を加え、同条を附則第30条の2の2とする。

2 静岡県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 静岡県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第30条の4の規定により読み替えられた第87条の5第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第30条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第30条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第30条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第86条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第30条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第87条の3(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第30条の7中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 1,000円 |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち、3輪以上のものに対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 2,000円 |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------|---------|--------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ア(ウ) a | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア(ウ) b | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

附則第31条を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第31条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽

自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第92条及び第93条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

附則第30条の7第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第31条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、静岡市税条例附則第30条の2第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1項第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第3号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附則第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第5項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 静岡市税条例等の一部を改正する条例(平成30年静岡市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、静岡市税条例第41条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他府令で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した府令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他府令で定める事項を記載した申請書に府令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで(同項に規定する理由が生じた日が法第321条の8第1項の規定による申告書(法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。)又は法第321条の8第4項、第19項若しくは第23項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他府令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同項第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第18項中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第19項の見出し、附則第20項の前の見出し及び附則第20項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第21項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第22項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第23項及び第24項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第25項の見出し、附則第26項の前の見出し及び附則第26項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改める。

附則第27項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

附則第28項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第29項及び第30項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条並びに附則第6項及び第7項の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条のうち、第26条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第27条の2、第27条の3及び第28条第1項の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 令和2年1月1日

(3) 第1条中第13条の改正規定及び附則第5項の規定 令和3年1月1日

(4) 第3条及び附則第8項の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

2 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例（次項及び附則第4項において「2年新条例」という。）第26条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3 2年新条例第27条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき静岡市税条例第26条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第27条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

4 2年新条例第27条の3第1項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。

5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例第13条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同

号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 7 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第9号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第9中

「

| | | | |
|--|--|--|------------|
| | | 危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの | 1,580,000円 |
| | | 危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの | 1,940,000円 |
| | | 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの | 2,260,000円 |

を

」

「

| | | | |
|--|--|--|------------|
| | | 危険物の貯蔵最大 数量が1万キロリ ットル以上5万キ ロリットル未満の もの | 1,590,000円 |
| | | 危険物の貯蔵最大 数量が5万キロリ ットル以上10万キ ロリットル未満の もの | 1,950,000円 |
| | | 危険物の貯蔵最大 数量が10万キロリ ットル以上20万キ ロリットル未満の もの | 2,270,000円 |

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

静岡市印鑑条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第10号

静岡市印鑑条例等の一部を改正する条例

(静岡市印鑑条例の一部改正)

第1条 静岡市印鑑条例（平成15年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「専用端末機及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第16条から第18条までを削る。

第19条中「並びに前条」を削り、同条を第16条とし、第20条から第23条までを3条ずつ繰り上げる。

(静岡市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市印鑑条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第120号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「期限」の次に「の末日又は令和2年2月21日のいずれか早い日」を加える。

附 則

この条例は、令和2年2月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第11号

静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例の一部を改正する条例

静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例（平成28年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条に次の1項を加える。

- 5 自転車利用者は、静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成31年静岡県条例第55号。以下「県条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）に加入しなければならない。

第11条第1項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2項中「市、」を「市」に改める。

第12条第3項中「ともに」の次に「、県条例第11条第2項の規定に基づき」を加え、「加入するよう努めなければ」を「加入しなければ」に改める。

第15条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「必要な」を「この条例の施行に関し必要な」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第12号

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年静岡市条例第110号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条」に、「第18条」を「第17条」に改める。

第14条を次のように改める。

（連帯保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市内に住所を有し、かつ、償還能力があると市長が認める者1人を連帯保証人として立てることができる。

2 前項の連帯保証人の保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

3 災害援護資金は、連帯保証人を立てる場合にあっては無利子とし、連帯保証人を立てない場合にあっては、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は延滞した場合を除きその利率を年1パーセントとする。

第15条中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改める。

第16条を削る。

第17条中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第16条とし、第5章中第18条を第17条とする。

別表中「ひじ関節」を「肘関節」に、「ひざ関節」を「膝関節」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条の規定は、この条

例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第13号

静岡市民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

静岡市民生委員の定数に関する条例（平成26年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,189人」を「1,196人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。

静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第14号

静岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

静岡市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「第14条第1項(」の次に「法第30条の3において準用する場合及び」を加え、「附則第3条第1項」を「附則第6条第1項」に改め、「含む」の次に「。以下同じ」を加え、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第15号

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第16号

静岡市自家用有償旅客運送自動車条例等の一部を改正する条例

(静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部改正)

第1条 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例（平成20年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1井川線の表を次のように改める。

1 井川線

| 区分 | 降車する停留所 | | | |
|----|---------|---|---|---|
| | 横沢 | 富士見峠、 大日又は南 アルプスユ ネスコエコ パーク井川 自然の家 | 井川駅前、 西山平、公 民館前、井 川小中学校 小中学校 前、井川本 村、中野、南 アルプスユ ネスコエコ パーク井川 ビジターセ ンター、診 療所又は渡 | 井川大橋、 中山、大島、 北小跡入 川小中学校 入口、井川 は小河内 |

| | | | | | | |
|---------------------------------|--|--------|--------|------|------|--------|
| | | | | 船場 | | |
| 乗 車 す る 停 留 所 | 横沢 | | 500円 | 700円 | 700円 | 1,200円 |
| | 富士見峠、大日又は南 アルプスユネスコエコ パーク井川自然の家 | 500円 | 200円 | 500円 | 500円 | 1,000円 |
| | 井川駅前、西山平、公 民館前、井川小中学校 入口、井川小中学校前、 井川本村、中野、南ア ルプスユネスコエコパ ーク井川ビジターセン ター、診療所又は渡船 場 | 700円 | 500円 | 200円 | 200円 | 700円 |
| | 井川大橋、中山、大島、 北小跡入口、田代又は 小河内 | 700円 | 500円 | 200円 | 200円 | 500円 |
| | 白樺荘 | 1,200円 | 1,000円 | 700円 | 500円 | |

備考 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、通常の運賃の額の2分の1の額とする。

(静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市自家用有償旅客運送自動車条例の一部を改正する条例（平成31年静岡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1井川線の表の改正規定を次のように改める。

別表第2の1井川線の表を次のように改める。

1 井川線

| 区分 | 降車する停留所 | | | |
|----|---------|--|----------------------------------|----------------|
| | 横沢 | 富士見峠、井川駅前、井川大橋、 大日又は南 アルプスユ ネスコエコ | 西山平、公 民館前、井 川小中学校 口、田代又 | 中山、大島、 北小跡入 |

| | | | | | | |
|---------|--|--------|-----------|--|------|--------|
| | | | パーク井川自然の家 | 入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター、診療所又は渡船場 | は小河内 | |
| 乗車する停留所 | 横沢 | | 500円 | 710円 | 710円 | 1,220円 |
| | 富士見峠、大日又は南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家 | 500円 | 200円 | 500円 | 500円 | 1,010円 |
| | 井川駅前、西山平、公民館前、井川小中学校 | 710円 | 500円 | 200円 | 200円 | 710円 |
| | 入口、井川小中学校前、井川本村、中野、南アルプスユネスコエコパーク井川ビジターセンター、診療所又は渡船場 | | | | | |
| | 井川大橋、中山、大島、北小跡入口、田代又は小河内 | 710円 | 500円 | 200円 | 200円 | 500円 |
| | 白樺荘 | 1,220円 | 1,010円 | 710円 | 500円 | |

備考 中学校の就学の始期に達していない者の運賃の額は、通常の運賃の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行

する。

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第17号

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）
の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | | |
|----|------------|--|
| 18 | 中島地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された中島地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
|----|------------|--|

を

」

「

| | | |
|----|----------------|--|
| 18 | 中島地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された中島地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
| 19 | 恩田原・片山地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された恩田原・片山地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |

に

」

改める。

別表第2に次のように加える。

19 恩田原・片山地区整備計画区域

| | | |
|---|-----------|---|
| A | 建築物の用途の制限 | 1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途 |
|---|-----------|---|

| | | |
|---|---------------|---|
| 区 | | <p>を兼ねるもの</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 図書館</p> <p>(4) 診療所（患者を入院させる施設を有するものに限る。）</p> <p>(5) 特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 保育所</p> <p>(7) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>2 1の規定にかかわらず、次に掲げる範囲内において建築する場合は、1（1）から（8）までに掲げる建築物を建築することができる。</p> <p>(1) 建築後の床面積の合計が、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地の従前の土地（以下この表において「従前地」という。）に存していた建築物の静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第17号）の施行の日（以下この表において「施行日」という。）における床面積の合計の1.2倍（新築（法第48条の規定に適合するものに限る。以下この表において同じ。）の場合にあつては、1.0倍）を超えないこと。</p> <p>(2) 建築後の1（1）から（8）までに掲げる用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍（新築の場合にあつては、1.0倍）を超えないこと。</p> |
| | 建築物の壁面等の位置の制限 | <p>1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道路境界線（歩行者専用道境界線を除く。）から1メートル以上、歩行者専用道境界線又は隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物</p> |

| | | |
|-------------|---------------|--|
| | | <p>の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物</p> <p>(3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの</p> <p>(4) 出窓の部分</p> <p>2 1の規定にかかわらず、施行日に現に存し、又は工事中の門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものの位置は、施行日に存し、又は工事中であった位置とすることができる。</p> |
| B 地 区 | 建築物の用途の 制限 | <p>1 次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>(1) 工場</p> <p>(2) 倉庫</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内かつ工場の用途に供する部分と構造上一体となっているもの</p> <p>(5) 展示場の用途に供するものうち、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以下かつ全体の床面積の2分の1以下であり、工場の用途に供する部分と構造上一体となっているもの</p> <p>(6) 自動車車庫</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(8) (1) から (7) までに掲げる建築物に附属するもの</p> <p>2 1の規定にかかわらず、次に掲げる範囲内において建築する場合は、1 (1) から (8) までに掲げる建築物以外の建築物を建築することができる。</p> <p>(1) 建築後の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日における床面積の合計の1.2倍(新築の場合にあって</p> |

| | | |
|-------------|---------------|---|
| | | <p>は、1.0倍) を超えないこと。</p> <p>(2) 建築後の1 (1) から(8) までに掲げる用途以外の用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、従前地に存していた建築物の施行日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍(新築の場合にあっては、1.0倍) を超えないこと。</p> |
| | 建築物の敷地面積の最低限度 | <p>建築物の敷地面積は3,000平方メートル以上としなければならない。ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。</p> |
| | 建築物の壁面等の位置の制限 | <p>1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道路境界線(歩行者専用道境界線を除く。)から2メートル(C地区との地区界に面する箇所にあつては、官民境界線(市が所有する緑地等と接する土地との境界線をいう。)から2メートル)以上、歩行者専用道境界線又は隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物</p> <p>(3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの</p> <p>(4) 出窓の部分</p> <p>2 1の規定にかかわらず、施行日に現に存し、又は工事中の門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものの位置は、施行日に存し、又は工事中であった位置とすることができる。</p> |
| C 地 区 | 建築物の敷地面積の最低限度 | <p>建築物の敷地面積は135平方メートル以上としなければならない。ただし、土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地指定を受けた土</p> |

| | |
|---------------|---|
| | 地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。 |
| 建築物の壁面等の位置の制限 | <p>1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に附属する門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものは、道路境界線(歩行者専用道境界線を除く。)から1メートル以上、歩行者専用道境界線又は隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物</p> <p>(3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの</p> <p>(4) 出窓の部分</p> <p>2 1の規定にかかわらず、施行日に現に存し、又は工事中の門若しくは塀で高さが2メートルを超えるものの位置は、施行日に存し、又は工事中であった位置とすることができる。</p> |
| 建築物の高さの最高限度 | 建築物の高さは、10メートル以下としなければならない。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第18号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第1条「平成29年静岡市条例第12号」の次に「及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）」を加える。

第11条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「臨時的に任用された職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 2 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「及び第11条」を削り、「教育職員給与条例第9条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは」を「同条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、」に改め、「（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、教育職員給与条例第11条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」を削る。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第19号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「教育職員等（）」の次に「静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の適用を受ける者を除く。」を加える。

第11条の見出し中「臨時又は非常勤職員」を「臨時的に任用された職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与に関する条例の一部改正）

- 2 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第20号

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員等の退職手当に関する条例（平成15年静岡市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「教育職員給与条例」という。」を削る。

第4条第2項中「教育職員給与条例第11条及び小中学校教育職員等給与条例第11条に規定する臨時又は非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員並びに同法第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項の規定により臨時的に任用された職員」に、「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市教育職員等の退職手当に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後の勤務した期間に係る在職期間について適用し、同日前の勤務した期間に係る在職期間については、なお従前の例による。

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第21号

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第38条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- （6）第38条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第22号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(臨時の職員を除く。)及び」を「並びに」に改め、「昭和25年法律第261号」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)及び同法」を、「占めるもの」の次に「(以下「短時間勤務職員」という。)」を加える。

第19条第1項本文中「職員」の次に「(フルタイム会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第2項中「第25条」を「フルタイム会計年度任用職員及び第27条」に改める。

第20条に次の1項を加える。

3 第4条、第5条、第7条、第9条、第15条及び第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

第21条第1項中「除く。)」の次に「のうち管理者が定めるもの」を加える。

第27条の見出し中「臨時又は」を削り、同条中「臨時又は」を削り、「第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「フルタイム会計年度任用職員及び短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第23号

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「管理者が」を削り、「指定をした」を「規定による管理者の指定を受けた」に改める。

第32条第1項第1号中「指定」の次に「の申請及び法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新の申請」を加え、「15,000円」を「10,000円」に改める。

第37条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年7月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第24号

蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例を廃止する条例

蒲原漁港区域内土砂採取料及び占用料条例（平成17年静岡市条例第183号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第3号

静岡市三保松原文化創造センター条例施行規則をここに制定する。

令和元年6月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市三保松原文化創造センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市三保松原文化創造センター条例（平成30年静岡市条例第76号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請等)

第2条 条例第5条第1項前段の規定により静岡市三保松原文化創造センター（以下「センター」という。）の会議室の利用の許可を受けようとする者は、三保松原文化創造センター会議室利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付期間は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の1月前から利用日の7日前までとする。

(会議室の優先利用)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、センターの会議室の利用の許可を受けようとする者が条例第7条各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による申請を、利用日の1年前から利用日の7日前までの間に行うことができる。

(利用許可書の交付)

第4条 市長は、センターの会議室の利用を許可したときは、三保松原文化創造センター会議室利用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付する。

(許可事項の変更)

第5条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第5条第1項後段の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、三保松原文化創造センター会議室変更利用許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、許可をした事項の変更を許可したときは、三保松原文化創造センター会議室変更利用許可書（様式第4号）を当該利用者に交付する。

(使用料の減額又は免除の手続)

第6条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、三保松原文化

創造センター会議室使用料減額・免除承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、利用日の7日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、使用料の減額又は免除について承認したときは、三保松原文化創造センター会議室使用料減額・免除通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（使用料の還付の申請）

第7条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、三保松原文化創造センター会議室使用料還付申請書（様式第7号）に許可書（第4条及び第5条第2項の許可書をいう。以下同じ。）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、使用料の還付又は不還付を決定したときは、三保松原文化創造センター会議室使用料還付・不還付通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（利用の許可の取消しの申出）

第8条 条例第11条の規定により利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、三保松原文化創造センター会議室利用許可取消申出書（様式第9号）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の際、許可書を携帯し、センターの職員（以下「職員」という。）の要求があったときは、直ちに提示すること。
- (2) センターの施設、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (3) 利用を終わったときは、遅滞なく備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (4) 次条各号に規定する行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な市長の指示に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第10条 センターの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターの施設、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外では、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 承認を受けないで寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。

- (4) 承認を受けずに広告類を掲出し、又はまき散らす行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第4号

静岡市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年7月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市子ども医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市子ども医療費助成規則（平成15年静岡市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「より、」の次に「子ども及び」を加える。

第2条第3号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条中「医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である子どもの保護者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条ただし書を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である子どもの保護者
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員である児童（他の者の扶養を受ける者を除く。）

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定による医療扶助を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている子ども、同号の規定により乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所の措置をされている子ども又は同条第2項の規定により国立療養所等に入所の措置をされ、治療等を行うことを委託されている子ども及びその保護者
- (3) 静岡市重度心身障害者医療費助成規則（平成15年静岡市規則第126号）により医療費の助成を受けている子ども及びその保護者

第4条第1号並びに第2号ア及びイ中「規定により当該」の次に「子ども及びその」を加える。

第6条第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

第8条第1項及び第3項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

様式第1号中「(保護者)」を削る。

様式第2号(表)中「15歳」を「18歳」に、同様式(裏)注意事項10中「のおける」を「における」に改める。

様式第3号中「(保護者)」を削る。

様式第4号中

「住所 届出者氏名 (保護者) 電話 子どもとの続柄()」を「住所 届出者氏名 電話 子どもとの続柄()」に、

「

| | | | |
|----------------|----|--|--|
| (保護者) 受給資格者 | 住所 | | |
|----------------|----|--|--|

を

「

| | | | |
|-------|----|--|--|
| 受給資格者 | 住所 | | |
|-------|----|--|--|

に

改める。

様式第5号及び様式第6号中「(保護者)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この規則による改正後の静岡市子ども医療費助成規則の規定に基づく子ども医療費受給者証の交付の申請、交付その他の行為は、この規則の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市規則第5号

静岡市こころの健康センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年7月2日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市こころの健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市こころの健康センター条例施行規則（平成17年静岡市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 種別 | | 単位 | 使用料 等の額 | 摘要 | |
|-----|------------------|-------------------------------------|------------|--------|--|
| 文書料 | 証明書 | 通院証明書等 簡易なもの | 1通につき | 1,650円 | 1 同一文書を同時に2通以上 請求するときは、2通目以後の 使用料等の額は1通につきこ の表による金額の2分の1の 額とする。 2 意見書のうち、介護保険法 （平成9年法律第123号）の規 定による要介護認定及び要支 援認定に係るものについては、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める額とする。 （1）入院患者以外の者が新規申 請をする場合 5,500円 （2）入院患者以外の者が更新申 請をする場合 4,400円 |
| | | 療養費支払証 明書で明細書 のないもの等 簡易なもの | 1通につき | 1,100円 | |
| | | 療養費支払証 明書で明細書 のないもので 複雑なもの | 1通につき | 2,200円 | |
| | | 療養費支払証 明書で明細書 のあるもの等 複雑なもの | 1通につき | 3,300円 | |
| | 診断書 | 休業診断書 | 1通につき | 2,200円 | |
| | 恩給又は国民 年金に係る診 | 1通につき | 5,500円 | | |

| | | | |
|---------|----------------|-------|--------|
| | 断書等複雑な もの | | |
| | 精神障害に係 る診断書 | 1通につき | 2,200円 |
| 意見書 | | 1通につき | 5,500円 |
| 上記以外のもの | | | 実費 |

備考 この表に定める使用料等の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

静岡市規則第6号

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年7月10日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「連帯保証人」を「条例第14条第1項の規定により連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人」に改める。

第9条中「、連帯保証人が連署した」を削り、「災害援護資金借用書」の次に「(条例第14条第1項の規定により連帯保証人を立てる場合にあつては、連帯保証人が連署した災害援護資金借用書)」を加え、「及び連帯保証人」を削り、「印鑑証明書」の次に「(条例第14条第1項の規定により連帯保証人を立てる場合にあつては、本人及び連帯保証人の印鑑証明書)」を加える。

様式第1号中

「

| | |
|---|---|
| <p>上記のとおり診断します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">局</p> <p>郵便番号 _____ 電話番号 _____ 番</p> <p>所在地 _____</p> <p>名 称 _____</p> <p>診療担当者</p> <p>医 師 _____ ㊟</p> | を |
|---|---|

」

「

| |
|---|
| <p>上記のとおり診断します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> |
|---|

| | |
|---------------------------------|---|
| 電話番号 所在地 名称 診療担当 医師 | に |
|---------------------------------|---|

改める。

様式第2号(表)中

| | | | | |
|------|---------------|------------|----------|---|
| 返す方法 | 1 年賦 2 半年賦 | いつまでに返せますか | 年 月 (回) | を |
|------|---------------|------------|----------|---|

| | | | | |
|------|-----------------------|------------|----------|----|
| 返す方法 | 1 年賦 2 半年賦 3 月賦 | いつまでに返せますか | 年 月 (回) | に、 |
|------|-----------------------|------------|----------|----|

| | | | | | |
|--|--|-----------------------|----------------|--|---|
| | | () m ² | m ² | | を |
|--|--|-----------------------|----------------|--|---|

| | | | | | |
|--|--|----------------|----------------|--|---|
| | | m ² | m ² | | に |
|--|--|----------------|----------------|--|---|

改め、同様式(裏)中

| | | | | | | |
|--|--------|--|--|-----|--|---|
| | 食卓・茶ぶ台 | | | 小 計 | | を |
|--|--------|--|--|-----|--|---|

| | | | | | | |
|--|---------|--|--|-----|--|----|
| | 食卓・ちゃぶ台 | | | 小 計 | | に、 |
|--|---------|--|--|-----|--|----|

「

上記のとおり災害援護資金を借りたいので申し込みます。

なお、所得額については、市民税課税台帳により確認することを承諾します。

年 月 日

借入申込者

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

(あて先) 静岡市長

を

」

「

上記のとおり災害援護資金を借りたいので申し込みます。

なお、所得額については、市民税課税台帳により確認することを承諾します。

年 月 日

借入申込者

(連帯保証人を立てる場合)

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

(宛先) 静岡市長

に

」

改める。

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に、

「住所
連帯保証人
氏名」を「(連帯保証人を立てた場合)
住所
連帯保証人
氏名」に、

「

| | | | |
|------|------------|--|--|
| 償還方法 | 1 年賦 2 半年賦 | | |
|------|------------|--|--|

を」

「

| | | | |
|------|--------------------|--|--|
| 償還方法 | 1 年賦 2 半年賦 3 月賦 | | |
|------|--------------------|--|--|

に」

改める。

様式第10号中「あて先」を「宛先」に、

「住所
連帯保証人
氏名」を「(連帯保証人を立てた場合)
住所
連帯保証人
氏名」に改める。

様式第13号中

「

| | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|---|
| 償還方法 | 年賦・半年賦 | 償還期限 | 年 月 日 | 償還金額 | 円 |
|------|--------|------|-------|------|---|

を」

「

| | | | | | |
|------|---------------|------|-------|------|---|
| 償還方法 | 年賦・半年賦・ 月賦 | 償還期限 | 年 月 日 | 償還金額 | 円 |
|------|---------------|------|-------|------|---|

に、」

「

| | | | | | |
|------------------------------|-------|--|----------|---------|--|
| 連帯保証人 | ふりがな | | 男・女 | 年 月 日生 | |
| | 氏 名 | | | | |
| | 現 住 所 | | | 借受人との関係 | |
| | 職 業 | | 勤務先及び所在地 | | |
| 上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| (あて先) 静岡市長 | | | | | |

を

」

「

| | | | | | |
|------------------------------|-------|--|----------|---------|--|
| 連帯保証人 (連帯保証人を立てる場合) | ふりがな | | 男・女 | 年 月 日生 | |
| | 氏 名 | | | | |
| | 現 住 所 | | | 借受人との関係 | |
| | 職 業 | | 勤務先及び所在地 | | |
| 上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| (宛先) 静岡市長 | | | | | |

に

」

改める。

様式第14号中「年利10.75パーセント」を「年5パーセント」に改める。

様式第15号中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改める。

様式第16号中「あて先」を「宛先」に、

「連帯保証人 住所 氏名」を「連帯保証人 (連帯保証人を立てた場合) 住所 氏名」に改める。

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第7号

静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市印鑑条例施行規則（平成15年静岡市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第11条を削る。

第12条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第11条とする。

第13条第1号中「及び条例第16条第1項に規定する暗証番号登録申請書」を削り、同条第2号中「(条例第16条第2項において準用する場合を含む。)」を削り、同条中第10号から第12号までを削り、同条第13号中「様式第13号」を「様式第10号」に改め、同号を同条第10号とし、同条第14号中「様式第14号」を「様式第11号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第15号中「様式第15号」を「様式第12号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第16号中「様式第16号」を「様式第13号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第17号中「様式第17号」を「様式第14号」に改め、同号を同条第14号とし、同条を第12条とする。

附則第2項後段を削る。

附則第4項中 「印鑑登録証引替交付
申請書」を「印鑑登録証引替交付申請書」に改める。
暗証番号登録

附則様式を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第1号（表）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号その2を削る。

様式第2号その1中「第13条関係」を「第12条関係」に、

「

注 1 やむを得ず、回答書の持参を代理人に依頼されるときは、次の委任状の欄にも記入のうえ、登録申請者ご本人及び代理人ご本人の「身分証明書」（上記参照）と共に代理人に持参させてください。

を

2 暗証番号の登録をした方は、その番号を他人に知られないようご注意ください。

」

「

(注) やむを得ず、回答書の持参を代理人に依頼されるときは、次の委任状の欄にも記入のうえ、登録申請者ご本人及び代理人ご本人の「身分証明書」（上記参照）と共に代理人に持参させてください。

に

」

改め、同様式を様式第2号とする。

様式第3号中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同様式（裏）注意事項3及び4を削り、同注意事項5を同注意事項3とする。

様式第4号中「第13条関係」を「第12条関係」に、

「

| | | | | | |
|------|-----|------------|-----|---|--|
| | 連絡先 | 電話番号 | — | — | |
| 代理人 | 住所 | | | | |
| | 氏名 | | | | |
| 申請理由 | 1 | カード番号の判読不能 | 受領印 | | |
| | 2 | 磁気不良 | | | |
| | 3 | その他（ ） | | | |

を

」

「

| | | | |
|-----|-----|---|---|
| | 連絡先 | — | — |
| 代理人 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |

に

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 申請理由 | | 受領印 | |
|------|--|-----|--|

改める。

様式第5号中「第13条関係」を「第12条関係」に、

「

| | | | | |
|--|-----|------|---|---|
| | 連絡先 | 電話番号 | — | — |
|--|-----|------|---|---|

を
」

「

| | | | |
|--|-----|---|---|
| | 連絡先 | — | — |
|--|-----|---|---|

に
」

改める。

様式第6号中「第13条関係」を「第12条関係」に、

「

| | | | | |
|--|-----|------|---|---|
| | 連絡先 | 電話番号 | — | — |
|--|-----|------|---|---|

を
」

「

| | | | |
|--|-----|---|---|
| | 連絡先 | — | — |
|--|-----|---|---|

に
」

改める。

様式第7号中「第13条関係」を「第12条関係」に、「第12条第4号又は第7号」を「第12条第1項第3号又は第6号」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「第13条関係」を「第12条関係」に改める。

様式第10号から様式第12号までを削る。

様式第13号中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第14号中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第15号中「第13条関係」を「第12条関係」に、「廃止年月日」を「抹消年月日」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第16号中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第17号中「第13条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

附 則

この規則は、令和2年2月22日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年6月21日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第21号)
の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 一般財団法人三保松原保全研究所

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第1号

消防局
各消防署

静岡市消防局警防規程(平成17年静岡市消防本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

令和元年7月11日

静岡市消防長 村田吉伸

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「掌理し、」の次に「上司の命を受け」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 消防次長(以下「次長」という。)は、警防活動及び警防業務に係る局及び署の総合調整に当たるとともに、局長を補佐するものとする。

第9条第1項各号を次のように改める。

(1) 地上部隊の指揮命令系統

局長—次長—警防部長—署長—大隊長—中隊長—小隊長—隊員

(2) 航空隊の指揮命令系統

局長—次長—警防部長—航空隊長—隊員

第9条第2項中「警防本部長」との次に「、「次長」とあるのは「警防統括副本部長」と」を加える。

第16条中「局長」の次に「、「次長」を加える。

第40条中「警防部長」を「次長、警防部長」に改める。

別表第1の1警防本部の組織の表を次のように改める。

1 警防本部の組織

| 本部長 | 統括副本部長 | 副本部長 | 班長 | 班長が統括する班 |
|-----|--------|--------|----------|----------|
| 局長 | 次長 | 警防部長 | 消防局消防部消防 | 総務班 |
| | | 消防局消防部 | 総務課長 | |
| | | 長 | 消防局消防部財産 | 管理班 |
| | | 局の担当部長 | 管理課長 | |
| | | 局の理事 | 消防局消防部予防 | 情報班 |
| | | | 課 | |

| | | | |
|--|--|------------|----------------|
| | | 消防局消防部査察課長 | 連絡調整班（市災害対策本部） |
| | | 警防課長 | 対策班 |
| | | 消防局警防部救急課長 | 救急班 |
| | | 消防局警防部指令課長 | 指令班 |
| | | 消防局警防部航空課長 | 航空班 |

備考 警防本部長に事故があるときは、警防統括副本部長がその職務を代理する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第174号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

| | | |
|-------------|-----------------|--------|
| 島田信用金庫 静岡支店 | 静岡市葵区弥勒一丁目3番12号 | 本店及び支店 |
|-------------|-----------------|--------|

を

」

「

| | | |
|---------------|-----------------|------------|
| 島田掛川信用金庫 静岡支店 | 静岡市葵区弥勒一丁目3番12号 | 本店、支店及び出張所 |
|---------------|-----------------|------------|

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和元年6月24日から施行する。

静岡市告示第186号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成元年7月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表を次のように改める。

| 年齢階層 | 最低限度額 | 最高限度額 |
|------------|--------|---------|
| 20歳未満 | 4,900円 | 13,285円 |
| 20歳以上25歳未満 | 5,484円 | 13,285円 |
| 25歳以上30歳未満 | 6,010円 | 14,249円 |
| 30歳以上35歳未満 | 6,389円 | 17,285円 |
| 35歳以上40歳未満 | 6,760円 | 19,052円 |
| 40歳以上45歳未満 | 7,042円 | 21,399円 |
| 45歳以上50歳未満 | 7,086円 | 23,304円 |
| 50歳以上55歳未満 | 6,913円 | 25,232円 |
| 55歳以上60歳未満 | 6,424円 | 24,797円 |
| 60歳以上65歳未満 | 5,221円 | 19,769円 |
| 65歳以上70歳未満 | 3,960円 | 14,997円 |
| 70歳以上 | 3,960円 | 13,285円 |

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、

適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる次の表の左欄に掲げる告示の規定の適用日以後の適用については、これらの告示の規定中同表の中欄に定める額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| | | |
|---|--------|--------|
| 静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成30年静岡市告示第313号。以下「平成30年告示」という。） | 3,930円 | 3,940円 |
| 平成30年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成29年静岡市告示第300号。以下「平成29年告示」という。） | 3,920円 | 3,930円 |
| 平成29年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成28年静岡市告示第384号。以下「平成28年告示」という。） | 3,930円 | 3,950円 |
| 平成28年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の | 3,930円 | 3,950円 |

| | | |
|---|--------|--------|
| 規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成27年静岡市告示第390号。以下「平成27年告示」という。） | | |
| 平成27年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成26年静岡市告示第344号。以下「平成26年告示」という。） | 3,930円 | 3,940円 |
| 平成26年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成25年静岡市告示第277号。以下「平成25年告示」という。） | 3,950円 | 3,970円 |
| 平成25年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成24年静岡市告示第275号。以下「平成24年告示」という。） | 3,950円 | 3,970円 |
| 平成24年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償 | 3,940円 | 3,960円 |

| | | |
|--|--------|--------|
| <p>基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成23年静岡市告示第313号。以下「平成23年告示」という。）</p> | | |
| <p>平成23年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成22年静岡市告示第257号。以下「平成22年告示」という。）</p> | 4,030円 | 4,050円 |
| <p>平成22年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成20年静岡市告示第477号。以下「平成20年告示」という。）</p> | 4,090円 | 4,110円 |
| <p>平成20年告示の規定によりなお従前の例によるものとされた適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に係る静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の一部を改正する告示（平成18年静岡市告示第301号）</p> | 4,070円 | 4,090円 |

静岡市告示第187号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示（平成15年静岡市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

本則の表常時介護を要する状態の項中「105,290円」を「165,150円」に、「57,190円」を「70,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,650円」を「82,580円」に、「28,600円」を「35,400円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第15条の規定に基づき市長が定める額を定めた告示の規定は、この告示の適用の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

上下水道局告示

静岡市上下水道局告示第5号

静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示（平成15年静岡市企業局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月21日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

表中

| | | | |
|---|----------|------------|---|
| 「 | 島田信用金庫 | 本店、支店及び出張所 | を |
| | 島田掛川信用金庫 | 本店、支店及び出張所 | |
| 」 | | | |
| 「 | | | |
| 」 | | | |

改める。

附 則

この告示は、令和元年6月24日から施行する。

静岡市上下水道局告示第6号

静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示（平成15年静岡市企業局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月12日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

表中

| | | |
|--------|------------|---|
| 静岡信用金庫 | 本店、支店及び出張所 | を |
| 静岡信用金庫 | 本店、支店及び出張所 | |
| 焼津信用金庫 | 本店及び支店 | |

| | | |
|------------|------------|---|
| しずおか焼津信用金庫 | 本店、支店及び出張所 | に |
| 静岡信用金庫 | 本店、支店及び出張所 | |

改める。

附 則

この告示は、令和元年7月16日から施行する。